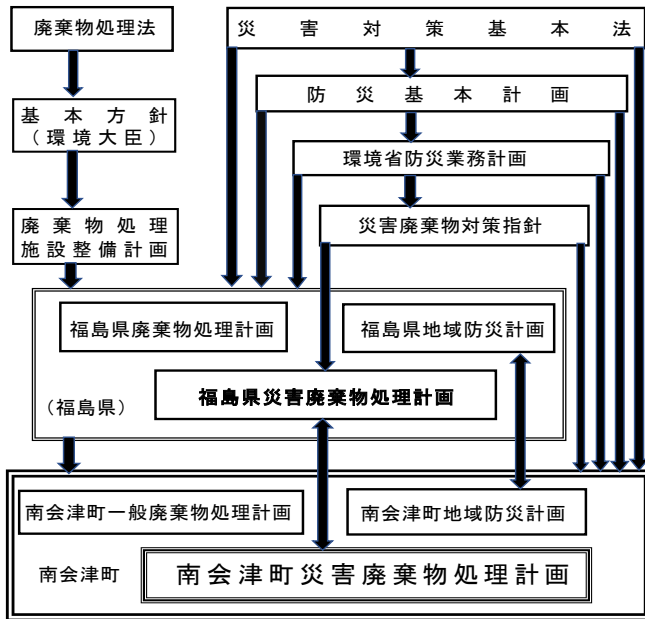


南会津町災害廃棄物処理計画（概要版）

1 計画策定の目的と位置づけ

過去の災害による河川の氾濫、土砂災害等の教訓を踏まえ、南会津町地域防災計画を補完し、災害を想定した事前体制を整備する。町民・事業者・行政の連携により、災害廃棄物の円滑な処理を推進し、適正に速やかに復旧・復興を進める。



2 対象とする災害

地震災害及び風水害、雪害等の自然災害を対象とする。地震動による直接生ずる被害及び地震に伴い発生する火災・爆発・雪崩等、風水害については、大雨・台風・雷雨・大雪・洪水・浸水・土石流・崖崩れ・雪害等の被害を対象とする。

3 対象とする災害廃棄物

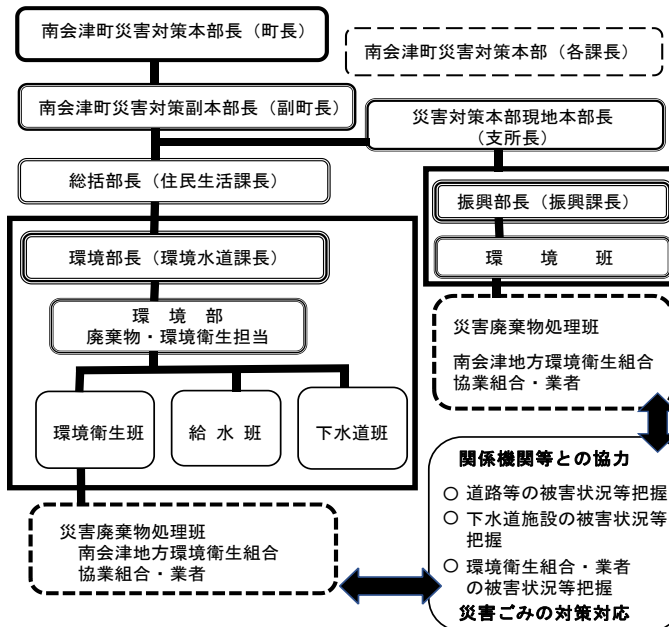
災害によって発生する廃棄物・避難所生活に伴い発生する廃棄物を対象に、腐敗性のある可燃ごみを優先し、随時収集ルートの見直しを図る

復旧や生活再建のために行う、損壊家屋の家財撤去（解体を含む）等に伴い排出される廃棄物、避難所ごみや仮設トイレのし尿等の効率的な処理を行う。

- 可燃物：木くず・畳・布団・流木・解体ごみ他
- 不燃物：コンクリートがら・金属くず・廃家電他

4 災害廃棄物対策組織

町災害対策本部の環境部局の職員をもって業務にあたる。関係課職員体制のもと、町民及び協定市町村や事業者、ボランティアの協力をもって組織する。



5 基本方針

住民の健康や安全の確保、衛生や環境面の安心のため迅速な対応、分別・選別によるごみの減量化と再利用を推進する。

災害廃棄物処理の基本方針	
衛生的な処理	迅速な対応・処理
計画的な対応と処理	環境に配慮した処理
リサイクルの推進	安全作業の確保

6 生活ごみ

生活ごみは災害ゴミではないので、仮置場等に不法投棄されないよう注意を払う。

■ごみ収集

平時のごみ処理体制を基本とし、ごみ集積所に排出する。被災状況により収集運搬能力や処理能力が不足する場合は、関係業者等と協議の上、随時収集ルートの見直しを図る。

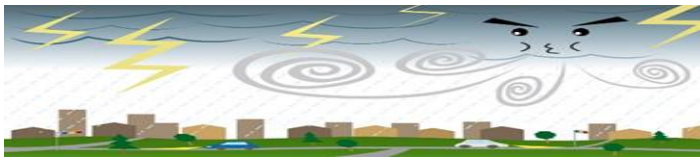
■避難所のごみ

支援物資の段ボールや容器包装等、弁当や配食の食物残さなども排出されることから、衛生管理が求められる。

優先度に応じごみの収集を行い、状況に応じ収集運搬等の支援を要請する。

■仮設トイレのし尿 【災害ごみ】

地域分担に基づき収集業者に業務を委託する。仮設トイレの容量や衛生保持等を勘案し収集頻度を設定する。



7 災害廃棄物処理スケジュール

発災 (24時間)

職員安否と被害状況の把握
関係機関との連携と対応体制の整備

発災後1日～3日程度

仮置場選定・設置・周知
関係機関との連携
優先的な災害廃棄物の処理
避難所仮設トイレ及び仮置場設置
ごみ収集ルート 生活・避難所ごみ
災害廃棄物の発生量の推計

応急対応 (～3週間程度)

随時状況把握と処理対応継続
災害廃棄物処理計画策定
災害廃棄物処理支援要請

応急対応 (～3カ月程度)

片付けごみの処理・損壊家屋解体撤去

- 人命救助や輸送のための道路の確保・損壊家屋や家財撤去等を優先。
- 地域住民やボランティア等作業地区と作業内容を調整分担し、効率的に搬出。
- 危険廃棄物の取扱いは、情報共有を第一に安全を確保。
- 仮置場へ搬出まで作業分担の明確化。

8 災害廃棄物発生量推計

大雨等による水害と土砂災害を想定し、被災地域として想定される地域毎に発生量の推計結果を示す。

■水害・土砂災害時想定 (単位：t)

種類	田島地域	館岩地域	伊南地域	南郷地域
可燃物	15,425	13,353	13,035	13,071
不燃物	57,017	34,431	24,198	36,812
家電	354	532	661	473
流木	147	1,150	319	493
土砂まじりがれき	7,698	12,209	8,476	13,089

可燃物：木くず・廃畳含む
不燃物：コンクリートがら・金属くず含む

(南会津町防災(洪水)ハザードマップより算出)

9 災害廃棄物処理フロー

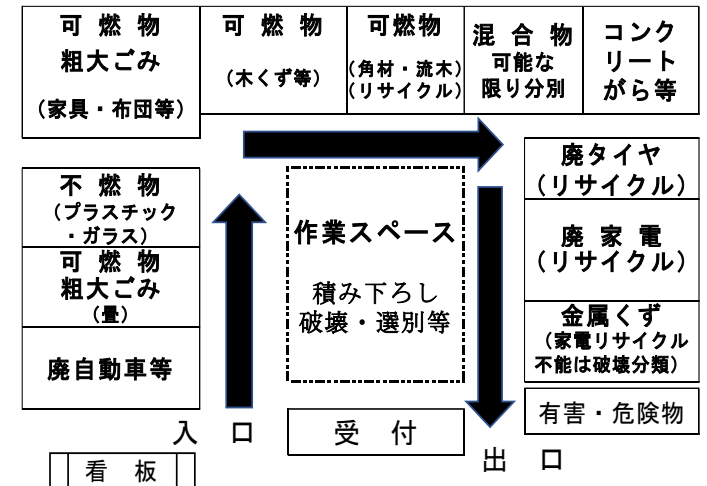
災害廃棄物は各組成が混合状態で発生するが、回収時や臨時仮置場、仮置場における分別・破碎選別等により、可燃物・不燃物・コンクリートがら、金属くず等に選別し、最終的に再生資材化等によるリサイクル・焼却処理・埋立処分により処理する。

なお、南会津地方環境衛生組合の廃棄物処理施設の余力が不足する場合は、広域処理の協力要請等を検討する。



10 仮置場

「臨時仮置場」 粗選別により一時的仮置場
「仮置場」 細選別により長期的な仮置場
■状況に応じ、業者による収集により仮置場に搬入
【分別 粗選別 ごみの種類別に分別
細選別 破碎・選別等を行う】



11 広報 (平常時・緊急時)

災害廃棄物を迅速かつ正確に処理するうえで、住民の理解と協力は不可欠であることから、防災行政無線等を活用し周知を図る。

- 仮置場に関する情報
- 災害廃棄物に関する情報
 - ・生活ごみ・し尿の収集
 - ・被災家屋の手続き方法
 - ・禁止事項の案内
 - ・ボランティアの支援依頼窓口



